

高石市災害時協力井戸に関する登録・管理要綱

（目的）

第1条 災害時に無償で飲用水以外の生活用水の提供を行うことができる井戸を事前に登録することで、大規模な災害により水道が断水した場合等に近隣住民同士での自主的な生活用水の確保を行うことで公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害時・・・震災等による市域における水道の断水時をいう。
- (2) 生活用水・・・飲用水以外の洗濯やトイレ等に使用する水をいう。
- (3) 災害時協力井戸・・・災害時において生活用水を市民に提供できる井戸として市に登録された井戸をいう。
- (4) 提供者・・・災害時協力井戸の所有者又は管理者をいう。
- (5) 井戸情報・・・提供者及び災害時協力井戸の所在地の情報をいう。
- (6) 登録名簿・・・井戸情報が登録された名簿をいう。

（登録要件）

第3条 災害時協力井戸として登録可能な井戸は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 所在地が市内であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水を汲み上げるためのポンプ又はつるべ等があること。
- (4) 井戸枠等があり安全であること。
- (5) 井戸水の色、濁り、臭い等に明らかな異常があるなど、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (6) 災害時において、市民等への井戸情報の提供について同意できること。
- (7) 市の現地調査を行う際、立ち合いが可能なこと。

（登録の申出）

第4条 災害時協力井戸として登録を申し出る際は災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（登録）

第5条 市長は災害時協力井戸登録申出書の内容を現地調査により確認し、登録要件を満たす井戸については災害時協力井戸として登録名簿に登載し、提供者に災害時協力井戸登録通知書（様式第2号）及び登録標識（様式第3号）を交付する。

（登録の変更）

第6条 災害時協力井戸について災害時協力井戸登録申出書に記載されている内容に変更が生じる場合、災害時協力井戸変更申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

い。

- 2 市長は前項による災害時協力井戸変更申出書が提出されたときは、速やかに登録要件を満たすことを確認し、登録名簿の修正を行う。

(登録の取り消し)

第7条 災害時協力井戸の枯渇や転居等の理由により、生活用水を提供することが困難になった場合には、提供者は災害時協力井戸廃止申出書（様式第5号）及び登録標識（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項によらず、提供者は災害時協力井戸廃止申出書（様式第5号）及び登録標識（様式第3号）を市長に提出することで、登録の取り消しを求めることができる。
- 3 市長は災害時協力井戸廃止申出書（様式第5号）が提出された場合、登録名簿から当該提供者の情報を削除するものとする。

(登録標識の再交付)

第8条 登録標識（様式第3号）の紛失、破損等の申し出があった場合には、提供者は、災害時協力井戸登録標識再交付申出書（様式第6号）を市長に提出することにより、登録標識（様式第3号）を再交付する。

(災害時協力井戸の情報提供)

第9条 災害時において市長が必要と認めるときは、市民その他防災関係機関等が危機管理課の窓口において登録名簿の閲覧ができるものとする。

(提供する井戸水)

第10条 提供者は、井戸水を公平に提供するように努めなければならない。

- 2 災害時協力井戸の利用者は、提供者の指示に従うものとし、容器その他必要となるものは持参するものとする。
- 3 井戸水の提供を受けた結果、提供者の故意または重大な過失によるものでなく、利用者の身体及び所有物品に被害を被った場合、市及び提供者はその責めを負わないものとする。
- 4 災害時に井戸水が枯渇した場合等、提供に支障が生じたことを把握したときは提供者は速やかに市長へ状況を報告するものとする。

(登録標識)

第11条 提供者は、災害時、登録標識（様式第3号）を敷地の入口及び井戸の付近の1箇所に災害時に掲示するものとする。

ただし、平常時については、同意したもののみ掲示するものとする。

- 2 掲示した登録標識（様式第3号）が経年劣化その他の事由により、判別困難となった場合は、提供者は第8条による再交付を申し出るものとする。

(報告)

第 12 条 市長が必要と認めるときは、井戸の管理状況その他事項について提供者に報告を求めることができる。

2 前項による報告が指定の期日までになされない場合、郵送物が不達の場合、又は連絡が不通の場合等、市長が登録名簿に登載することが不適切と判断する場合には、登録名簿から削除することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要となる事項は市長が決定するものとする。

附則

(実施期日)

1. この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から実施する。